

いわゆるペイロールカードを賃金支払方法として認めるために必要と考えられる要件

取扱注意

- 労働者保護の観点から、資金移動業者のうち、以下のような要件を満たした事業者を、賃金支払業務を行うことができる事業者として、厚生労働大臣が指定。（検討中）

1. 資金保全

・労働者の生活の糧である賃金について、安全性を高める観点から、資金移動業者に対して、資金決済法で定める資金保全の義務以上の義務（ある一週間の要供託額を前週の最高額と前月の最高額のいずれか高い方とする）を課すこと。

※ 供託に代えて、銀行等と履行保証金保全契約を締結する方法も可

※ 信託会社等と履行保証金信託契約を締結する場合は、現行制度どおり。

2. 換金性

・ATM等を利用して、労働者が居住する地域等において、労働者から指定された金額の換金ができること。

3. 手数料

・少なくとも毎月1回以上は、労働者が手数料を負担することなく、換金できること。

4. 本人同意の前提となる使用者の義務

・労働者に対して、ペイロールカード以外の支払方法（現金払い、銀行口座など）を準備し、当該方法を選択できることを示すこと。

・ペイロールカードを選択した場合にかかる手数料、1回あたりの取引額の上限（現行は100万円）や、資金移動業者が破綻した場合に保証される資産の範囲について示すこと。